

船橋市私立保育所等に対する姿勢保持椅子等貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、姿勢保持椅子を必要とする児童が在籍する私立保育所等に対する姿勢保持椅子等の貸出しに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立保育所等 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園、法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業及び法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業で、市の認可を受けたものをいう。
- (2) 児童 保育認定こどもをいう。
- (3) 姿勢保持椅子 障害により自力で座位を保つことが難しい児童が、適切な姿勢で座るための椅子をいう。

(貸出物品)

第3条 貸出しを行う物品は、公立保育園所管課が保有する姿勢保持椅子及びそれに付随する内転防止パッド並びにテーブル（以下「姿勢保持椅子等」という。）とし、物品の規格は別表のとおりとする。

(対象者)

第4条 姿勢保持椅子等の貸出しの対象となる者は、姿勢保持椅子を必要とする児童を受け入れている私立保育所等とする。

(貸出手続等)

第5条 姿勢保持椅子等の貸出しを受けようとする者は、原則として貸出しを受けようとする日の10日前までに姿勢保持椅子等借用申請書（第1号様式）により市長に申請するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、貸出しの可否を決定し、姿勢保持椅子等貸出可否決定通知書（第2号様式）により、申請者へ通知するものとする。

(貸出期間)

第6条 姿勢保持椅子等の貸出期間は、貸出しを受けた日から起算して1年以内とする。ただし、市長が認めるときは、この限りではない。

2 前項の規定に関わらず、対象児童の退園等により、貸出要件を満たさないこととなった場合には、貸出しを受けた私立保育所等（以下「借受者」という。）は、貸出要件を満たさなくなった日から15日以内に返却を行うものとする。

（貸出台数及び使用場所）

第7条 姿勢保持椅子等の貸出台数は、対象となる児童1名につき1台とし、その使用場所は、借受者の園舎内とする。

（費用）

第8条 姿勢保持椅子等の借用は、無料とする。

（受渡し方法）

第9条 物品の受渡しにおいては、原則、借受者が、公立保育園所管課が指定する場所（船橋市役所または市内公立保育園）で行うものとする。

2 返却においては、事前に公立保育園所管課に連絡の上、貸出期間の満了日または、第6条第2項により貸出要件を満たさなくなった日から15日以内に、原則、借受者が、貸出しを受けた場所に行くこととする。

（借受者の責務）

第10条 借受者は、次の各号に掲げる義務を履行しなければならない。

- (1) 姿勢保持椅子等を適切に管理・使用すること。
- (2) 姿勢保持椅子等を本来の目的以外に使用しないこと。
- (3) 姿勢保持椅子等の借用の権利を譲渡し、又は姿勢保持椅子等を転貸しないこと。
- (4) 姿勢保持椅子等を使用した後は、清掃し、速やかに返却すること。

（損害賠償）

第11条 借受者の責めに帰すべき事由によって姿勢保持椅子等を滅失し、又はき損したときは、借受者においてその損害を賠償しなければならない。

2 前項の賠償の方法及び額は、市長が決定する。

3 姿勢保持椅子等の使用により、借受者が被った被害及び借受者が第三者に与えた損害に関しては、借受者がその責任を負うものとする。

（補則）

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

別表

(1) 姿勢保持椅子

	Sサイズ	Mサイズ
対象者目安 身長／体重	～122cm／～24kg	～143cm／～37kg
①幅	41cm	46cm
②奥行	38～48cm	45～53cm
③高さ	47～57cm	61～71cm
④座の幅	30cm	35cm
⑤座の奥行	22～30cm	27～35cm
⑥重量	6.1kg	9.0kg

(2) 内転防止パッド

※椅子と内転防止パッドは同サイズでの貸出しとなります。

	Sサイズ	Mサイズ
①長さ	85mm	105mm
②幅	85mm	90mm
③高さ	110mm	110mm

(3) テーブル

	Sサイズ・Mサイズ共通
①全幅×奥行	58cm×51cm
②重量	2.7kg

第1号様式

年 月 日

船橋市長 あて

所在地又は住所
施設名
代表者氏名

姿勢保持椅子等借用申請書

船橋市私立保育所等に対する姿勢保持椅子等貸出要綱第5条の規定により、以下のとおり姿勢保持椅子等の借用を申請します。

1. 借用希望台数及び規格	Sサイズ : 台 Mサイズ : 台 ※附属品（内転防止パッド、テーブル）を含む
2. 使用予定者及びその理由	児童名 : 生年月日 : 理由（疾病名等）:
3. 借用希望期間 （最長1年以内）	年 月 日 から 年 月 日まで
4. 在庫がない場合の 順番待ちについて	希望する ・ 希望しない

なお、借用にあたっては、以下の事項を遵守するとともに、故意または過失により姿勢保持椅子等を滅失し、またはき損したときには、その損害を賠償します。

- (1) 姿勢保持椅子等を適切に管理・使用すること。
- (2) 姿勢保持椅子等を本来の目的以外に使用しないこと。
- (3) 姿勢保持椅子等の借用の権利を譲渡し、又は姿勢保持椅子等を転貸しないこと。
- (4) 姿勢保持椅子等を使用した後は、清掃し、速やかに返却すること。
- (5) 対象児童の退園等により貸出要件を満たさないこととなった場合には、速やかに返却すること。

第2号様式

第 号
年 月 日

様

船橋市長

姿勢保持椅子等貸出可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった姿勢保持椅子等の貸出しについて、下記のとおり決定したので、通知いたします。

1. 貸出可否	可 ・ 否
2. 施設名	
3. 施設の所在地	船橋市
4. 貸出台数及び規格	Sサイズ : 台 Mサイズ : 台 ※附属品（内転防止パッド、テーブル）を含む
5. 貸出期間※ (決定 ・ 予定)	年 月 日から 年 月 日まで
6. 貸出不可の場合は その理由	
7. その他特記事項	

※貸出期間が予定の場合…公立保育園所管課に貸出可能な在庫がないため、現在貸出中の椅子が予定どおり返却された場合の貸出期間を設定しております。前の借受者の返却状況により変動する可能性があります。